事前届出

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）の届出・申出について

公拡法は、地方公共団体等が道路、公園等の公共の目的に必要な公共用地を計画的・優先的に取得することによって、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るために制定されています。

○届出（第４条）（有償譲渡する契約締結の**３週間前**まで）

土地の種類	市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域（箕郷・榛名・吉井）	都市計画区域外（倉渕）
一定規模以上の土地	5,000 ㎡以上	届出不要	10,000 ㎡以上	届出不要
都市計画施設等	**２００㎡**以上			

ただし、以下の土地を譲渡する場合は届出不要です（一例）。

- 土地区画整理事業中又は事業の施行に至ってない地区（中央・下小鳥）内の 5,000 ㎡未満の土地
- 都市計画法第 29 条の開発許可を受けた開発区域内の土地(開発許可取得後 1 年以内に限る)
- 1 年以内に買取り希望がない旨の通知を受け取った土地（土地所有者が同一の場合に限る）

○申出（第５条）

- 用途地域内：100 ㎡以上
- 用途地域外：200 ㎡以上（倉渕地域は対象外）

○申請方法と必要書類

【Ａ】電子申請（LoGo フォーム）

高崎市ホームページ（公拡法）、または右のＱＲコードからアクセスできます。

スマートフォンやパソコンから、
24 時間いつでも手続きが可能

【Ｂ】紙で申請（都市計画課窓口へ提出）

提出書類	部数	説　明
□土地有償譲渡届出書（第４条） □土地買取希望申出書（第５条）	**２部**	様式はホームページから取得（押印不要）
□位置図	1 部	縮尺 1 /10,000 程度の地図に土地の位置を明示
□案内図	1 部	縮尺 1 /2,500 程度で周囲の状況が分かる住宅地図等に土地の区域を明示
□公図の写し	1 部	インターネットから取得したものでも可
（□委任状）	1 部	代理人に委任する場合（押印不要）
（□求積図）	1 部	登記事項証明書の面積と実測面積が異なる場合

○その他

- 届出・申出を受理した日から３週間以内に買取り協議を行うかどうか土地所有者に通知します。
- 買取り協議を行う旨の通知を受けたときは、協議の結果、契約するか否かは土地所有者の任意です。
- 買取り希望がない旨の通知を受けるか、届出・申出をした日から３週間経過するまでの期間は第三者に譲渡できません。
- 届出をしない場合や虚偽の届出等をした場合は、50 万円以下の過料に処せられることがあります。

高崎市　こうかくほう　検索

高崎市役所都市計画課土地利用担当
〒370-8501　高崎市高松町３５番地１
電話：027-321-1269（直通）

2026. 4